

## 佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事務の委任等)</p> <p><b>第5条</b> 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇</u>並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(事務の委任等)</p> <p><b>第5条</b> 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇</u>並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の改正規定（「引き続き3日以内の」を削る部分及び「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。